

平成30年第8回教育委員会 臨時会議事録

平成30年12月21日

東久留米市教育委員会

平成30年第8回教育委員会臨時会

平成30年12月21日(金) 午前10時02分開会
市役所7階 704会議室

- 議題 (1) 議案第40号 「西部地域の小学校再編成(下里小学校の閉校)に向けた実施計画」の策定について
(2) 諸報告1
①「東久留米市第2次教育振興基本計画(改定案)」についてのパブリック・コメントについて
②平成30年第4回市議会定例会について
③その他
(3) 諸報告2
①いじめ問題について
※「議案第35号 東久留米市立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について」の議案審議は非公開で行われたため、公開している会議の議事録には掲載していません。

出席者(5人)

教 育 長	園 田 喜 雄
委 員 (教育長職務代理者)	尾 関 謙一郎
委 員	細 田 初 雄
委 員	宮 下 英 雄
委 員	馬 場 そわか

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	森 山 義 雄
指 導 室 長	宍 戸 敏 和
教 育 総 務 課 長	小 堀 高 広
学 務 課 長	島 崎 修
生 涯 学 習 課 長	森 田 吉 輝
図 書 館 長	佐 藤 貴 泰
主幹・統括指導主事	荒 井 友 香

事務局職員出席者

教育総務課庶務係長	鳥 越 富 貴
-----------	---------

傍聴者 8人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時02分)

○園田教育長 これより平成30年第8回教育委員会臨時会を開会します。委員は全員出席です。

◎議事録署名委員の指名

○園田教育長 本日の議事録の署名は宮下委員にお願いします。

○宮下教育委員 はい。

◎会議の進め方

○園田教育長 本日の会議の進め方について、説明をお願いします。

○小堀教育総務課長 本日は公開での諸報告に続き、「いじめ問題について」の報告を非公開で行いたいと思いますのでよろしくお願いします。

○園田教育長 委員の皆様にお諮りします。「いじめ問題について」の報告を非公開で行いたいとのことですがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、新しい日程により進めさせていただきます。

◎傍聴の許可

○園田教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。

○鳥越庶務係長 いらっしゃいます。

○園田教育長 お入りいただきます。

(傍聴者 入室)

傍聴の方にお知らせがあります。本日は公開での諸報告の続き、非公開での報告があります。その際は、ご退出いただきますようお願い申し上げます。なお、お配りしている資料についてはご入り用の場合はお持ち帰りいただけます。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○園田教育長 議事に入ります。日程第1「議案第40号『西部地域の小学校再編成(下里小学校の閉校)に向けた実施計画』の策定について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○森山教育部長 「議案第40号『西部地域の小学校再編成(下里小学校の閉校)に向けた実施計画』の策定について」、上記の議案を提出する。平成30年12月21日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、西部地域の小学校再編成(下里小学校の閉校)に向け、計画を策定する必要があるためです。詳しくは学務課長から説明します。

○島崎学務課長 「西部地域の小学校再編成(下里小学校の閉校)に向けた実施計画」についてご説明します。10月に(案)として報告しました内容から変更した部分を中心に説明します。

先ず、表紙裏面の「目次」についてです。12ページから22ページにかけて、資料1から資料5を添付しました。資料1は「教育委員会における検討経過」「説明会等開催経過」、資料2以降は教育委員会でお示しした取組経過などです。

1ページの「計画策定にあたって」から2ページの「1 計画の目的」「2 計画の基本的な考え方」「3 学校規模の適正化の必要性」「①小学校の適正規模」までは変更はなく、3ページの「②学校規模の標準を下回る場合の教育上の課題」の下段部分には文章を追記しました。「下里小学校では、保護者や地域の理解・協力のもと、学校の努力と工夫で少人数の良さ

を引き出す活動を行っており、保護者からも高く評価されておりますが、少人数の場合、一般的には学校運営上や教職員に係る様々な課題が生じる可能性があり、それらに伴い、子どもたちに影響を及ぼすことが懸念されます。」。

4ページから5ページにかけての「③市立小学校の児童数及び学級数の現状と推計」については、大幅な変更はありません。

6ページの「4 再編成計画」をご覧ください。「①学校規模適正化の時期」と「②通学区域」については順番を入れ替えました。「①学校規模適正化の時期」と「②通学区域」について変更はありませんが、[統合時の調整]については変更した点があります。一つ目の○印ですが、考え方としては従前どおりの「下里小学校の閉校時に下里三丁目に住所のある在籍児童は統合時に第七小学校を選択できることとします。」とした上で、二つ目の○印を追記しました。「加えて、統合する平成32年度に6年生となる現4年生については、中学校に進学する前の多感な時期であり、小学校の最終学年となる6学年の1学期には、小学校生活での印象深い思い出として挙げられることの多い移動教室があるため、保護者から、選択幅の拡大を求める強い要望がありました。当該学年は第十小学校の児童数も多く、選択の幅を広げた場合でも、統合後の第七小学校及び第十小学校が適正な学校規模を保てることから、平成32年度に6年生となる現4年生は、下里三丁目以外に住所のある在籍児童も、統合時に第七小学校を選択できることとします。」。今読み上げた内容が10月にお示しした(案)から変更した点です。この部分を変えた理由ですが、保護者からの強い要望に加え、12月3日の教育委員会において、教育委員から「第十小学校でクラス替えができなくなるのは適正化の趣旨から外れるが、地元の声を聞き、可能であれば広げることも考慮したらいかがか」という内容の発言があり、事務局内で検討を行い、お示しした内容としました。

7ページには【現在の通学区域図】を入れました。

8ページの「③就学計画」についてですが、6ページの[統合時の調整]で新たに加えた内容を追記しています。追記した箇所は「32年度の就学先」の※の二つ目、「平成31年度の5年生は第七小学校への就学も可」です。[統合後の児童数想定]ですが、【表4：対象児童の全数が指定された学校に就学した場合の児童数・学級数】を新たに書き入れました。また、9ページの【表5：対象児童の全数が就学可とされる学校を選択した場合の児童数・学級数】については、就学計画に追加した内容がありますので、それに応じて数値も変更しています。表の見方ですが、表4の第十小学校の児童数が就学計画で想定される最大値となり、表5の第十小学校の児童数が就学計画で想定される最小値となります。32年度以降は表4の最大値、表5の最小値とも適正規模の範囲に収まっています。なお、表5の第七小学校の児童数が就学計画で想定される最大値となりますが、最大で117名となることから3クラス以内に収まります。「④スケジュール」には表記を修正しましたが、大幅な変更はありません。なお、スケジュールに西暦の表記がありますが、元号の改正があることから記載しています。

10ページの「5 適正化実施に伴う課題への対応」については「(1)円滑な統合に向けた準備に取り組みます」の箇所と、下段の「(※)新しい学校づくり重点支援事業」の内容を追記しました。計画の説明は以上です。

なお、後ほど、教育部長から報告がありますが、現在は平成30年第4回市議会定例会の会期中であり、一般質問において4名の議員から質問がありました。質問の趣旨としては本年度の取組経過、説明会の実施状況、情報提供、人員体制、さらに今後の進め方についてなどです。

○園田教育長 12月3日の教育委員会では、実施計画(案)について議論していただきました。そこでの議論や、その後の下里小学校と第十小学校における保護者の方々への説明、さらに私どものさまざま議論を踏まえた上で、本日こういう内容で計画をご提案しています。内容の変

更点については学務課長がご説明したとおりですが、特に内容に関わる部分としては「現4年生の選択肢の幅を広げる」ということが大きなものとなります。

私自身の思いを込めて補足説明をします。3ページに「学校規模の標準を下回る場合の教育上の課題」ということで、下段の4行を付け加えたとの説明がありました。この間、地域の方との懇談会や全体の保護者説明会等の場で、いわゆる学校規模の標準を下回る場合の教育上の課題というところで、ここに掲げられている一般論の説明をしてきました。下里小学校の保護者からは、現在の下里小学校の教育活動を高く評価する声がありました。「学校にはよくやってもらっている、満足している」という非常に高い評価です。そういう話を聞いて、私も下里小学校に感謝を申し上げたいと思いますし、学校がさまざまな環境の中で精いっぱいやっていることを保護者にはよく理解していただいたことは、ぜひこの場で教育委員の方々にも共通認識を持っていただきたい、このような思いです。したがって、私あるいは事務局総意としても、「現在の下里小学校の活動について何か課題があるという認識ではない」、ということをはっきり書くべきだろうということになりました。一方、将来を考えた場合には、「学校規模の標準を下回る場合の教育上の課題」も厳然としてあるのだという構成にしたと、こういうねらいです。

もう1点ですが、11ページ以降に「資料編」を付けています。内容は、これまでご報告をしたことを改めて資料として添付したものです。適正化の取り組みに当たっては、今なお、保護者の中には反対である、納得できないという意見があります。また、進め方についても、教育委員会というよりも私も含めた事務局の判断で行ってきたわけですが、さまざまな議論があります。われわれとしましてはこういったプロセスを経て議論をしてきたと。あるいは、保護者からはこのような意見をいただき、教育委員会としてはこう考えてきたという詳細なプロセスを付け加えた上で計画として出していきたいと、そのような思いを込めながら資料を付けています。

事務局からの説明は以上ですが、全体を通じてご意見やご質問はありますか。

- 尾関教育委員 前回から変わったところは、4年生の選択の範囲を広げたということですね。メリット・デメリットはいろいろあり、結論が出なかったところです。「保護者からの強い要望があり」という記載もありますが、改めて、付け加えた背景について伺います。
- 島崎学務課長 下里小学校にはほかの学校のPTAに当たる組織として、「世話人会」があります。適正化の推進に際しては、これまでの間、4回にわたり要望書が提出されています。12月3日の教育委員会でお示しし、本計画に18ページに資料4としてもお示ししていますが、30年12月22日付要望書では【要望項目】「⑥学校の選択が可能な地域をさらに拡大してほしい。特に卒業を迎える学年については学校の選択をできるようにしてほしい。」との要望が出され、また、30年11月9日付要望書では【要望項目】「⑧学校の選択を全地域に拡大するよう強く望む。特に卒業を迎える学年については学校の選択ができるとともに、細かい配慮してほしい」との要望が出されています。また、12月13日に世話人会の代表と教育委員会事務局で懇談を行った際も、「現在の4年生だけは選択の幅を広げてほしい」と強い要望が出されました。さらに、計画書にも記載していますが、現4年生は中学校に進学する前の多感な時期であり、小学校の最終学年となる6学年の1学期には、小学校生活での印象深い思い出として挙げられることが多い移動教室があります。児童数の関係から全学年で同様の対応はできませんが、当該学年は第十小学校の児童数も多く、選択の幅を広げた場合でも統合後の第七小学校及び第十小学校が適正な学校規模を保てる学年です。よって、平成32年度に6年生となる現4年生は、下里三丁目以外に住所のある在籍児童も統合時に第七小学校を選択できる内容の実施計画としました。

○尾関教育委員 平成14年から再編計画がつけられ、これまで滝山小学校、第八小学校、第四小学校と適正化を進めてきたということですが、私も教育委員になって初めて具体的な統廃合を経験しています。前回も言いましたが、この計画については、一度は第七小学校に分離するとか、内容がこういうものではなかったことがあったと。その後の人口推計などからこういう内容になったわけですが、そういう経過もあるので、できる限り保護者の意見を取り入れるべきだと思っていました。可能な限りの選択肢を出していくことになったのは、非常に良かったと思っています。適正な規模での学校の再編成は区市町村の教育委員会が担っているだけではなくて、東京都全体の義務だと思います。子どもたちは適正規模の小学校に通う権利を持っていることを認識していただき、きちんと適正化を行ってほしい。今回の計画で、市としては適正化が一応終了したと思いますが、最後まできちんとした形で整えてほしいと思います。これからさまざまな教育的問題があると思いますが、この大きな問題を越えて、さらに細かいところまできちんとやってほしいです。

○宮下教育委員 就学計画について伺います。就学計画については、保護者からさまざまな要望や意向がありましたが、それを受け入れながら、柔軟に対応策が練り上げられてきていると評価しています。しかし、就学先の選択幅の拡大という意味では、計画策定以降31年度を迎える段階で、新1年生や在校生についても選択の幅を増やすことについて、もっと検討すべき余地があるのではないかと考えられます。事務局ではどのように考えていますか。

○島崎学務課長 31年度当初から学校を選ばせるということですが、事務局としては、当初から下里小学校を第十小学校へ統合することを基本に話を進めてきています。その中で、先ほど教育長が申し上げたとおり、下里小学校に対する評価があり、また、下里小学校の存続を求める声がある中で、保護者から求められてきた要望を踏まえて計画をまとめてきました。これまでの適正化同様、西部地域の小学校の適正化も適正規模に近づけるために推進してきており、少人数の場合は、一般的には学校運営上や教職員に関わるさまざまな課題が生じる可能性があり、子どもたちに影響を及ぼすことが懸念されます。このことから第9回の懇談会において、統合までの間はできる限り現状の下里小学校の児童数を維持していきたい考えがあると伝えました。事務局としては、委員ご指摘のパターンについても想定していましたが、下里小学校を第十小学校へ統合することを基本に話を進めていましたので、お示した就学計画となりました。

また、「新1年生についても、下里三丁目にお住まいの方は第七小学校を選択することができるようにしてはどうか」というご提案についてですが、児童数の関係からこの年齢の子どもたちの数が少ないことから第七小学校へ行く選択の幅を広げた場合、統合後の第十小学校のクラス替えができなくなる規模になることから、新1年生については入学時に第十小学校を選択するか、もしくは下里小学校に就学するかのいずれかとしました。

○宮下教育委員 ただ今のお答えについて意見を述べさせていただきます。まず1点目ですが、事務局としては、「当初から下里小学校を第十小学校へ統合することを基本に話を進めてきた」とのことでした。しかし、第9回、5月8日の地域懇談会において、委員の中から「具体的な時期を示してほしい」との意見が出て、保護者や地域の方に具体的に説明されたのは、第10回、9月27日の地域懇談会においてです。そこで初めて、「31年度末に下里小学校を閉校する」ことを回答されています。そして、11月17日に説明会を開催されています。その間、保護者や地域の方たちにとっては急激な速さでの展開ではなかったかと思います。そのために、大きなショックや不安や不信感を募らせてしまっているのではないかと、という複数の保護者からの意見があることをきちんと理解していただいて、今後の実施計画を推進していく中で、不安や不信の払拭に努めていただきたいと思います。2点目ですが、私は常々、「教育

に従事する関係者は常に声なき声を聞く、見抜く、見取ることを大切にしなければならない」と考えています。そう考えてみますと、意見や要望、反対がなかったから賛成とは言い難いのではないのでしょうか。そのように感じます。ぜひ、予見可能性やサイレントマジョリティーの有無を推察し、慎重な表現での対応に努めていただければと思います。3点目ですが、先ほど、下里小学校の説明会において、「31年度の新入学予定児童に第七小学校への選択肢がないのは不満」との複数の保護者からの意見が出されているとの説明がありました。それに対して、「第十小学校の適正規模を確保のために不可」と回答されていますが、下里小学校は新入生児童の推計は9名です。全員が第七小学校に就学しても、そこから第十小学校に就学した場合でも、両校とも学級数には変動がないと読めます。しかし、さまざまなご意見やご要望を聞いて事務局ではこの就学計画を策定されていますので、新1年生が希望を持って就学できるよう、さらに弾力的な運用について検討をお願いできればと思います。

○園田教育長 学区の調整区域の設定についてはわれわれも相当議論してきたところですし、保護者の意見もとても割れた部分です。資料20ページの下に、下里小学校の説明会を行った時の主な保護者の意見を紹介していますが、4の①にあるとおり、保護者の意見は相当割れていました。要望書にもありますが「学校選択の幅を拡大してほしい」と。これには複数のご意見が出ています。このご要望はかねてより出てきていましたし、説明会でも複数のご意見が出たことは事実です。一方、その下にいろいろありますが、「選択肢を与えられたのはうれしいが選択肢のない方との気持ちに差が出てしまって悲しい」「中途半端な選択肢の与え方である」との複数の発言がありました。「全員が第七小学校を選択できるか、もしくは全員が第十小学校に行くのか、どちらかにしたほうがよかったのではないか」というご意見がありましたが、これは勇気のある発言だったと思います。保護者の中でも、選択肢を多く与えてもらいその中で選んでいきたいという意見がある一方、新しい学校に転校するのであれば子どもたちがみんな第十小学校だったら第十小学校に行くことが望ましいのではないのかという意見の両方が出ており、保護者の中でもいろいろと意見交換されている状況であると聞いています。

私どもも議論し、悩んだ結果、保護者の最終的な要望の中でぜひこれだけはということで、特に今の現4年生の選択肢の幅の拡大については非常に強い要望であると。私どもとしては最後のお願いともいえるニュアンスで受けとめました。そういった事実がありまして、行政計画としての選択の幅はこれまでの経緯を考えれば拡大して策定すべきだろうという結論で、この計画をつくっています。

一方、今後とも保護者との話し合いをしていく中では、「みんながなるべく一緒に第十小学校だったら第十小学校に行くことがいいのだ」というご意見も出つつありますので、そのような意見もくみ取りながら、教育的な観点として、私どもとしてはできる範囲のアドバイスやサポートをしていきたいと思えます。最終的には、保護者の方々がお子さんに対して、「32年度からはみんなで何々小に行きましょう」という声かけをしていただけるような状況にしていくのがわれわれの大きな役割だと思っています。

○宮下教育委員長 ですから、先ほど学務課長にお伝えしましたが、今後は優しい言葉を使って説明していただきたいと思います。火に油を注ぐような言葉ではなく、もっと分かりやすい言葉で、これからは語りかけていただければと思います。

○園田教育長 それは肝に銘じておきます。

○馬場教育委員 今までの間、事務局では説明会を重ねてこられ、教育委員会でも私たちが議論を重ね、ようやくこの計画として固まってくる段階にきました。しかし、統合に関わる保護者にしてみれば、計画が決まってからが本当のスタートになると思います。そうした意味から、10月の時点の(案)から、10ページの5の「(1)円滑な統合に向けた準備に取り組みま

す」という項目が新たに追加されたことは、統合に向かって前進したのではないかと思います。計画にも記載がありますが、改めて統合準備会ではどのようなことを行っていくのか伺います。

- 島崎学務課長** 統合準備会については、現在、教育委員会内部及び学校間等で枠組みやスケジュールについて最終調整を図っている段階です。学校長、保護者代表、教育委員会職員で組織し、交流事業、統合後の通学路における安全の確保、児童の受け入れに関することについて意見交換する場としたいと考えています。交流事業については、各校で定める年間の教育課程についてのすり合わせを行った上で意見交換ができればと考えています。

統合後の通学路における安全性の確保については、新たに第十小学校の通学路として指定する箇所について通学路点検を行い、必要に応じた対策を検討していきたいと考えています。児童の受け入れについては、新たな就学先となる学校で必要となる学用品等について整理できればと考えています。

先ほど宮下委員からも、より優しい気持ちでというご意見がありました。教育長が再三申し上げているとおり、児童数の減少により市内のほかの小学校にも適正化の課題が生じてきており、そのことに対して真正面から向き合っている保護者の皆様には感謝していると、このような言葉で教育長がいつも説明しています。担当課長としましても同様の気持ちで臨みたいと思っていますのでよろしくお願いします。

- 馬場教育委員** このまま時間をかけて決まらない不安な時期を延ばすよりも、決めてから丁寧なケアをこのようにしていただけたら、保護者や子どもたちの不安もなくなると思います。また、ハード面の円滑な準備だけではなく、ソフト面というか、気持ちの面においてもスクールカウンセラーにみてもらえるということなども考えてもらえればと思います。

子どもたちのより良い教育環境のためとは言え、負担があるのは関わる子どもたち、保護者や先生方だと思います。学務課長からは感謝の言葉がありました。関係者の皆様のご協力やご理解に対しては敬意を示していただきたいと思っています。

- 細田教育委員** 統合後の児童のケアについて伺います。児童や保護者の気持ちに差が出ているという話があります。現在は、下里小学校で実践されている少人数できめ細かい教育から、クラス替えのできる規模の学校に就学するという一方で、心配している児童や保護者もいると思います。統合後の児童のケアについてどのように考えているのか伺います。

- 島崎学務課長** 統合後の児童のケアについてですが、東京都の「新しい学校づくり重点支援事業」の支援内容に「教員の加配」があります。「教員の加配」とは、一定期間、定数以上の教員を統合後の学校に配置することです。教育委員会としても、できるだけ多くの教員が目子どもたちを見守っていきたくと考えています。実施要領では、統合初年度は2名の教員加配が可能となっています。また、新たに交通擁護員を配置する場合においても経費の2分の1が、同じ支援事業で補助されます。今後はこの都の支援事業をできる限り活用し、統合後の学校で教員の加配や新たに通学路として指定する場所への交通擁護員の配置を行う予定としています。

- 尾関教育委員** 児童等へのケアなど統合後のソフトの問題も大切ですが、設備上の問題にも配慮していただきたいと思っています。設備の面で、「第十小学校に来たら下里小学校にはなかった障害があった」とかがないようにきちんとやってもらいたいと思っています。

再三言っていますが、トイレの洋式化率は都内の学校に比べると遅れています。例えば、第十小学校では子どもが増えて環境も今までと違ってきますから、さらにトイレが使えなくなったということがあると、それこそ子どもの人権問題になります。ぜひ、ハード面も含めてソフト面にも配慮していただければと思います。

- 園田教育長** 施設整備については計画の10ページの5の(4)の下で「第十小学校の施設整備を検討し、必要に応じて実施します。」との記載があります。予算にも関わりますが答弁で

きる範囲でどうですか。

○小堀教育総務課長 部分部分を比較して優劣は判断しづらい、難しい部分もあります。市として施設整備を進めていく計画も一方ではありますが、学校や教育委員会内部でも話し合い、対応し得る範囲で努めていきたいと考えています。

○園田教育長 そのほかいかがですか。よろしいですか。

よろしければ、採決に入ります。「議案第40号 「西部地域の小学校再編成（下里小学校の閉校）に向けた実施計画」の策定について」を採決します。

本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって、議案第40号は承認することに決しました。

◎諸報告1

○園田教育長 続いて、日程第2、諸報告に入ります。「①「東久留米市第2次教育振興基本計画」（改定案）に対するパブリック・コメントについて」から説明をお願いします。

○小堀教育総務課長 資料の「「東久留米市第2次教育振興基本計画」（改定案）に対するパブリック・コメントについて（ご意見の内容）」をご覧ください。現在策定に取り組んでいます「第2次教育振興基本計画」ですが、12月1日から12月20日の期間を設け、改定案に対するパブリック・コメントを実施しましたところ、2名の方から基本方針ごとに計6件のご意見を頂戴しました。詳細を読み上げることはしませんが、内訳として「Ⅰ 人権尊重と健やかな心と体の育成～健全育成～」に関するご意見が1件、「Ⅱ 確かな学力の育成～学力向上～」に関するご意見が2件、裏面に参りまして「Ⅲ 信頼される学校づくり～教育環境の整備～」に関連するご意見が1件、「Ⅳ 生涯学習者社会の構築～生涯学習～」に関するご意見が1件、「その他」に分類されるご意見が1件です。今後、事務局において回答を調整し、公表の前には改めて教育委員会にお示ししたいと思います。よろしくをお願いします。

○園田教育長 次回までに教育委員会の見解をまとめまして、その時に改めて委員のご意見をいただくということです。裏面のⅣ番に「道徳」の教科書のことが書かれており、「展示場소가市役所と中央図書館の2カ所だけだった」とあります。「気軽に立ち寄り、見ることができるよう、地区図書館にも展示してほしいと要望しましたが、地区図書館は指定管理者だから責任が持てないということで展示は見送られました。」とありますが、地区図書館では教科書の展示を行っていなかったことは事実ですか。

○荒井統括指導主事 地区図書館では教科書の展示は行っていません。理由は、国から提供されている見本本の冊数に上限があることです。責任が持てないとかの事由ではありませんでした。この部分の説明が、この方に対しては足りなかったのかもしれないと反省したいと思います。

○園田教育長 「指定管理者だから責任が持てない」という記述ですが、そのことは理由にはならないと思われましたので確認しました。図書館長いかがですか。

○佐藤図書館長 指定管理者であるので展示ができないということは全くありません。指定管理者制度を導入している地区図書館においても、必要があれば道徳教科書の展示等も可能です。

○園田教育長 いずれにしてもこのことも含め、次回、全体的に見解をまとめて議論をしていただくということでお願いします。

続いて「②平成30年第4回市議会定例会について」の説明をお願いします。

○森山教育部長 「平成30年第4回市議会定例会について」ご説明します。本日は次の資料を用意しました。会期日程表、提出議案の一覧表、請願付託表及び請願第33号、第35号の請願、一般質問答弁概要です。先ず平成30年第4回定例会の会期日程ですが、12月5日から

12月26日までの22日間の会期となっており、一般質問は12月7日から12日まで、総務文教委員会は12月14日に行われ、最終本会議が12月26日となっています。次に提出議案です。10議案が上程されましたが、教育委員会に關係する内容はありません。次に一般質問についてです。教育委員会に關係する通告は前回の報告において19名中16名と申し上げましたが1名は再質問となりましたので、資料は15名への答弁概要となっています。質問の内容は「通学路の防犯カメラの進捗について」「学校規模の適正化について」、これは複数の方がいらっしゃいます。「小・中学校の特別教室、体育館へのエアコン設置について」、この質問についても複数の議員からいただきました。「市立学校教員の働き方改革実施計画について」も複数からご質問をいただいています。「読書通帳について」「学校トイレの洋式化について」「放課後子供教室全校実施への進捗について」「生涯学習センターと中央図書館の複合施設化について」「学校給食について」、こちらも複数の方からご質問をいただいています。「中央図書館について」「西部地域小学校再編成に向けた実施計画（案）について」「放課後の居場所について」「保護者負担の軽減について」「学校プール授業について」「通学路の安全対策について」「学校図書館の充実について」「市立図書館との連携について」「部活動ガイドラインについて」「学校設置のAEDについて」「自然災害等の発生に備えた防災教育の充実について」「オリンピック・パラリンピックの理念に基づいた教育と実践を進めるための取り組みについて」「くるめ産給食日の実施状況とその評価について」「IT関連教育への取り組みの考え方について」「市立図書館におけるインターネット利用サービスについて」など、多岐にわたるご質問をいただきました。詳しい答弁内容については後日、市ホームページに掲載されますのでそちらをご覧くださいと思います。

次に、請願ですが、12件が常任委員会に付託され、教育委員会関係では「請願第33号 市民がより必要とする図書館となるよう市が取り組むことを求める請願」「請願第35号 中学校給食の実施を求める請願」があります。この請願については14日の総務文教委員会に付託され審議されました。最終日は12月26日となっていますので、結果等については次回報告したいと思います。

○園田教育長 ただいまの説明に対するご意見、ご質問はいかがですか。よろしいですか。

よろしければ、ほかに事務局からありますか。

○穴戸指導室長 「平成30年度東京都『児童・生徒の学力向上を図るための調査』結果について」は前回の教育委員会で報告しましたが、追加の資料を用意しましたのでご報告します。

○荒井統括指導主事 私から今回の「児童・生徒の学力向上を図るための調査結果」についてご説明します。前回、委員から大きく2点についてご指摘をいただいていた。一つは児童・生徒質問紙の結果、一つは学校の質問紙の結果です。お調べしたところ、児童・生徒質問紙については東京都教育委員会に提出されている資料は抽出校のみとなっていました。また、抽出校以外については各学校で分析して活用することとなっており、指導室にも資料はありませんでした。もう一つの学校質問紙の結果については、各学校から取り寄せて整理をしてこちらの資料としましたので、お手元のA3判の資料をご覧ください。

主なところをご説明します。この用紙の一番下のグラフ2点をご覧ください。今年度の学習の目標を児童・生徒に示すこと、それから授業の最後に振り返りを行うことなどについて指導・助言をしてきました。その結果、十分ではありませんが、例えば、小学校では東京都よりも高い数値を出していますし、振り返りについては中学校においても東京都に比べて多くの学校で半数以上の学校で実施ができるというところで、一定の成果が表れています。

一方、課題としては左側の上から2番目のグラフ「本やインターネットなどを使った資料の調べ方が身に付くように指導を行っている。」と、同じくそこで右側の上から2番目「学級や

グループで話し合う活動を確保して授業を進めている。」をご覧ください。本やインターネットなどを使った資料の調べ方については、中学校が「よく行っている」が東京都よりは多い数値になっていますし、話し合い活動については小学校の方が非常に多い数値を出しています。そういった意味では、東京都全体よりもよく努力している側面はありますが、例えば小学校で取り組んでいるが、なかなか中学校で引き続き話し合い活動の時間が確保できていないことがあります。そういったところでは、また引き続き小・中間の連携も考えながら、より一層日常的な言語活動の充実という意味で取り組みを進める必要があると考えています。

おめくりいただきますと、今回新たに用意した資料があります。新たに用意した資料の二つ目として、「学力の伸びについて」があります。こちらは平成27年度小学校5年生と平成30年度中学校2年生の平均点を、それぞれ東京都平均を100とした指数に換算して伸びを比較したものです。一部、中学校進学時に私立中学校などに進学した生徒もいますが、大きな母集団の比較ということでこのようなグラフを作成しました。こちらで見ますと、【国語】は2.89ポイント、【社会】は5.91ポイント上昇していきまして、有意に上昇していると考えられます。これは、本年まで取り組んできた国語力ステップアップ学習事業が大きな成果を上げたと考えています。一方、【算数・数学】【理科】については、おおむね横ばいであるというところから、改めて理数教育は低学年からの積み上げが重要であるということが分かります。今年度から東京都の「理科教育支援推進事業」として取り組みを開始しています。事業の成果が得られるよう、引き続き取り組みを進めていきます。

○園田教育長 前回、宮下委員からのご指摘も含め、新たな資料でのご説明ということですがいかがですか。

○宮下教育委員 その都度データをご提示いただきながら、それぞれ分析をしていきたいと、前回説明があり、その一つの表れとして今回出してもらったのだと思います。

ご説明いただいた「指導等にかかわる事項」については、学校で直接指導している先生方からのデータですね。これは、先生方がどのような認識を持ってこれらの項目について対応しているかという調査結果です。前回出されたもう一つの資料にはこれがなくて、学力の調査の結果のみがあったわけです。学力の調査の結果では、残念ながら、東久留米市全体が相当、東京都の平均値よりも低かった。全校・全部の項目が低かったわけです。原因を探るにはこのような調査結果をぜひ出していただきたいと思います。先生方は指導はしているが、児童・生徒の学力の定着にまでなかなか結びつかないということであるならば、何が原因なのかを分析していかなければいけないではありませんか。

それからもう一つ。授業を受けながら、児童・生徒は本当に自分自身の認識について自らが理解しているかどうかという、もう一つの調査があるかと思います。先ほどご説明では抽出校のデータしかないということですが、各学校にそれが公表できているならばそれを基に各学校の教育活動を変えていくことが大切になります。子どもたちがどのように授業を受けているのかの実態調査のデータがあると思いますので、それらと学力とを全部相関しながら考えていくこと、つまりクロス集計できれば最高にいいと思います。可能であればご努力いただきたい。ただし、相当時間はかかるかと思いますが、一つずつこのようなデータを出してくれたことには感謝しますが、データを三つ用意してもらえれば、後は私たちが自分で解釈するというところでいいと思います。

○園田教育長 引き続き、分析に努めるということでお願いをします。

そのほかいかがですか。事務局からないですか。よろしいですか。委員からいかがですか。よろしいですか。なければ、ここで非公開の会議に入ります。傍聴の方はご退席を願います。

(傍聴者退席)

(公開の会議を閉じる)

※平成30年第8回教育委員会臨時会は非公開の会議終了後に閉会しました。

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

平成31年1月22日

教育長 園田喜雄(自署)

署名委員 宮下英雄(自署)